

議案第1号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年11月30日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

町議会からの提言を受け高根沢町特別職報酬等審議会へ諮問した議員報酬の見直しについて、今般答申を受けたことから、その内容を参考に所要の改正をしようとするものです。

2 答申の概要

県内の町において、人口規模が20,000人以上の5町（壬生町、上三川町、野木町、那須町、益子町）における議員報酬の平均と本町の水準を合わせるため、下記の額に改定することが妥当であるとの答申があった。（詳細については別添「答申書」のとおり）

（単位：円）

区分	答申の額 (①)	現行 (②)	増減 (①－②)	県内町比較
議長	360,000	345,000	15,000	3 / 11町
副議長	300,000	270,000	30,000	2 / 11町
議員	270,000	240,000	30,000	2 / 11町

※県内町比較とは、議員報酬が高い順における順位を示している。

3 改正の内容

答申のとおり改正した場合、区分によって議員報酬の順位に差が生じることから、本町の人口が県内町において壬生町、上三川町に続き3番目であることを勘案し、報酬についても3番目に相当する額となるよう下記のとおり改正するもの。

（単位：円）

区分	改正案 (①)	現行 (②)	増減 (①－②)	県内町比較
議長	360,000	345,000	15,000	3 / 11町
副議長	290,000	270,000	20,000	3 / 11町
議員	260,000	240,000	20,000	3 / 11町

4 施行日

令和6（2024）年4月1日



令和5（2023）年10月25日

高根沢町長 加藤 公博 様

高根沢町特別職報酬等審議会

会長 牧 恒 男



高根沢町特別職の報酬及び給料の額について（答申）

令和5年9月28日付け高総第182号により諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について下表のとおり改定することが妥当であると考えます。

区 分		報酬（給料）月額		増減（①－②）
		答申の額（①）	現行の額（②）	
議会 議員	議長	360,000 円	345,000 円	15,000 円の増
	副議長	300,000 円	270,000 円	30,000 円の増
	議員	270,000 円	240,000 円	30,000 円の増
町 長		790,000 円	750,000 円	40,000 円の増
副町長		640,000 円	589,000 円	51,000 円の増
教育長		590,000 円	546,000 円	44,000 円の増

2 審議の概要について

町長から意見を求められた事項について、県内町の報酬及び給料等との比較、町一般行政職の給与改定の状況などをもとに、各委員が公平な立場に立ち、率直に意見の交換を行い、慎重に審議を行いました。

3 改定理由について

（1）議会の議員の議員報酬の額の改定理由

全国的に地方議会の高齢化が進行し、女性や若手を含めた議員のなり手不足が深刻な問題となっています。本町においても同様の問題を抱えており、議員のなり手不足の解消に向けた方策の一つとして報酬の改定による待遇改善が必要な状況にあります。

現在、本町の議員報酬の額は、県内町の平均より低い水準にあり、物価上昇に伴う賃上げ等の経済情勢を鑑み、人口規模が同水準である町の平均程度の額に改定することが妥当であると考えられることから、全会一致をもって上記のとおり答申する結論に至りました。

(2) 町長、副町長及び教育長の給料の額の改定理由

現在、町長等の給料の額は、平成 18 年度の改定を最後に据え置かれており、県内町の平均より低い水準にあるため、議会の議員の議員報酬の改定に合わせて、町長等の給料の額についても同様に改定することが妥当であると考えられることから、全会一致をもって上記のとおり答申する結論に至りました。

4 付言について

今回の審議会では、物価上昇に伴う賃上げ等の経済情勢や議員のなり手不足の解消等を目的とした待遇改善を考慮し増額改定が妥当であると結論づけましたが、今後においても、景気の変動や本町の財政事情等、流動的に変化していく社会情勢を的確に反映していくことが必要と考えます。

上記の理由から、議員報酬及び町長等の給料の額については、社会情勢を考慮し適時、見直しをする必要があると思料します。

高根沢町条例第 号

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬) 第1条 高根沢町議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>360,000円</u> 副議長 月額 <u>290,000円</u> 議員 月額 <u>260,000円</u>	(議員報酬) 第1条 高根沢町議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>345,000円</u> 副議長 月額 <u>270,000円</u> 議員 月額 <u>240,000円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。